

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
総論		
記述、定義等について		
オフセット・プロバイダーの定義	オフセットプロバイダーの定義が不明瞭である。京都クレジットを法人向けに販売・媒介する事業者(商社・金融機関等)は、オフセット・プロバイダーに含まれるのか。	オフセット・プロバイダーについては世界的にも明確な定義がなく、本指針でも10頁の1～4行目のような形で記述するにとどめていますが、法人向けに京都メカニズムクレジットを販売・媒介する事業者であっても、事業形態によってはプロバイダーといえる場合があります。
オフセット・プロバイダーの行動規範	指針がオフセットプロバイダーの行動規範の意を含むならば、京都クレジット関連法規(クレジットの法的性質、金融商品としての位置づけ、販売に係る行動規則等)とあわせて議論して欲しい。	透明性確保の観点から重要な事項であり、御指摘の点を踏まえて指針策定後も検討を継続していくこととします。
クレジット毎の定義と活用法等の明示	各種クレジットを混同した記述があり混乱する。クレジット毎に状況や性質が異なると考えられ、クレジット別に定義と活用法、信頼性確保策などを明示して欲しい。	クレジットの性質による信頼性確保等の取扱いについては、指針策定後に更なる検討を踏まえて明らかにしていきたいと考えています。
カーボンオフセットの定義	排出削減努力をして残りをオフセットすると定義されているが、オフセットを用いた方がより多くの削減効果をもたらすことが可能な場合も多く、削減せずに全排出量をクレジットによりオフセットの方が費用対効果が高いケースがあるのではないか。	本指針では、オフセットの実施者による主体的な削減活動の実施促進が主たる目的の一つであり、オフセットの実施手法については限定せずに幅広く捉えるべきと考えています。
消費者のコスト負担の明示	自らの行動によるオフセットのコスト負担は消費者が行うべき。	オフセットに係るコスト負担は、オフセットに係る主体間で分担されるものと考えます。
オフセットのコア部分と付随的部分との峻別	本当に販売分が削減につながっているかを指針に規定するだけでよく、排出量の算定など付随するサービス(民間の創意工夫)の内容まで規定する必要はないのではないか。「望ましい」という表現に留めるべきである。	本指針に基づく各事項については、カーボン・オフセットの取組の普及の観点から最低限必要な事項について望ましいあり方を示す予定です。
記述の平易化	指針の内容は論点のみの箇条書きでより平易にすべき。	別途、パンフレット等、指針の内容についてわかりやすく説明する資料を作成する予定です。
ステイクホルダーの明示	誰が主体になるのかを明確にし、「政府」や「NGO」も主体に位置づけるべき。	御指摘を踏まえ、オフセットを実施する主体に関する記述を「市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等」に変更しました。
提案		
自治体の達成状況の公表、罰則	地方自治体でカーボン・オフセットに関する目標を立て、目標未達成の自治体からは罰則金を徴収、達成自治体へ分配するようにしてはどうか。	カーボン・オフセットは社会の各構成員による主体的な取組であり、これを推進するために本指針の策定に向けて検討を進めてきましたが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
オフセット参加企業の公募	自主的参加企業を公募し、国が費用負担してはどうか。	カーボン・オフセットは社会の各構成員による主体的な取組であり、これを推進するために本指針の策定に向けて検討を進めてきましたが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
CO2地下貯留の国策化	CO2地下貯留を国家レベルで進めれば大きな削減効果が期待できるのではないか。	いただいた御意見は、カーボン・オフセットの取組の推進に関する今回のパブリックコメントの対象外であると考えますが、今後の参考とさせていただきます。

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
オフセットのCO2削減効果	省エネの推進や代替エネ・省エネ技術の開発の方がCO2削減効果が高く、削減目標達成に資するのではないかと考えます。	省エネの推進や技術開発は温室効果ガスの排出削減にとって重要な取組であり別途各種の施策を講じていますが、本指針に基づきカーボン・オフセットの取組を推進することも、社会の各構成員による排出削減活動を促す観点から重要であると考えます。また、省エネの推進等は、カーボン・オフセットの実施に先立って行うべき排出削減活動の一つであると考えます。
個人太陽光発電のクレジット化	個人が設置した太陽光発電で余った電力分をクレジット化する仕組みを早期に構築すべきである。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
CO2固定の見える化	育てている作物等、樹木以外の吸収源がどのくらいCO2を固定しているかの指針を数値で示して欲しい。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
炭素税の免除	将来炭素税が導入された場合、オフセット活動が免除対象となるかを早めに公表して欲しい。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
オフセット購入者の制限	削減努力の意識が薄れるため、購入側の資格審査を厳しくし電力供給業者や政府機関など特定の活動に限定し購入目標は行政が設定すべき。	本指針では、オフセットの実施者による主体的な削減活動の実施促進が主たる目的の一つであり、オフセットの実施主体や手法については限定せずに幅広く捉えるべきと考えています。
国民運動によるオフセットの推進	国民運動でオフセットすることを推進してはどうか。	本指針では、オフセットの実施者による主体的な削減活動の実施促進が主たる目的の一つであり、オフセットの実施主体や手法については限定せずに幅広く捉えるべきと考えています。
海外クレジットの制限	保護関税のように日本でのオフセットの条件を設定し、国内の削減運動の促進、NPOの育成を図ってはどうか。	本指針では、オフセットの実施者による主体的な削減活動の実施促進が主たる目的の一つであり、オフセットの実施主体や手法については限定せずに幅広く捉えるべきと考えています。
炭素税の導入	CO2を最も排出する電気、ガス、ガソリンへ炭素税をかけ、オフセットする人に炭素税の優遇措置を導入してはどうか。	いただいた御意見は、カーボン・オフセットの取組の推進に関する今回のパブリックコメントの対象外であると考えますが、今後の参考とさせていただきます。
オフセット実施者への優遇策	自然エネルギーへの投資への優遇策(マイレージカードでのグリーン電力購入、免税等)を講じてはどうか。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
再生可能エネルギーの出資システムとしてオフセットを活用	再生可能エネルギーをカーボン・オフセットで普及するために、広く薄く(安価で)出資者を募集できるシステムとしてはどうか。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
自動車によるオフセット・クレジット認定機関の設立(提案)	燃費汎用モニタリングシステムの利用による個人活動(エコドライブ)のCDM化によって個人にクレジットを付与し、省エネ運転を促進させる(クレジット認定機関の設立も提案を含む)。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
個別指摘事項		
1. カーボン・オフセットのあり方に関する指針を検討する背景 (1)カーボン・オフセットとは	既にイベント等で自発的な環境負荷低減の動きは始まって久しく、これから始まるような書き振りは修正すべき。	社会の各構成員による環境保全の取組は、御指摘のとおり既に実施されてきましたが、国内におけるカーボン・オフセットの取組は始まったところだと認識しております。
	「主体的にこれを削減する努力を行うとともに」及び「削減が困難な部分の排出量について」とあるが、それぞれの定義を明確にするべき。	本指針における記述としては(1)に規定する定義で明確であると考えますが、本指針の策定後にカーボン・オフセットの取組を推進するにあたり、御指摘を参考とさせていただきます。
	「主体的にこれを削減する努力を行うとともに」を証明するのは困難であり、定義から削除するべき。	カーボン・オフセットの定義としては、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識を明確にするため、オフセットに先立って排出削減努力を行うという要素は必要であると考えます。
	定義において「自主的に」という言葉を入れて欲しい。	本指針は、主体的にカーボン・オフセットの取組を実施する場合を対象としており、その趣旨は1(1)第3パラグラフの最後に記載しております。
	CSR目的で自ら目標を定めてクレジットで目標達成する活動は対象に含まれるのか。また、自主行動計画を有する企業の取扱いはどうなるのか。	本指針は、主体的にカーボン・オフセットの取組を実施する場合を対象としています。したがって、御指摘の「CSR目的で自ら目標を定めてクレジットで目標達成する活動」は対象に含まれますが、経団連の環境自主行動計画対象企業が当該計画に基づいてクレジットを取得し償却する場合は本指針の対象外になると考えます。
	「国民運動や公的機関の率先的取組の一環として」とあるが、具体的に何を意味するのか。	本指針は、社会の各構成員が主体的にカーボン・オフセットの取組を実施する場合を対象としており、その趣旨をより明確にするために具体的に「国民運動や公的機関の率先的取組の一環として」と記述しています。
1. カーボン・オフセットのあり方に関する指針を検討する背景 (2)カーボン・オフセットの推進の意義及び期待される効果	意義の1つとして、カーボン・オフセットは購入分だけ地球から排出量を削減する活動であることを明記すべき。	オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・吸収の確実性・持続性の確保は重要な課題であると認識しており、その旨は1(3)に記載しております。
	「費用対効果の高い」という表現は、コベネフィット型プロジェクトを阻害する恐れがあるため削除すべき。	御指摘を踏まえ、「費用対効果の高い」という表現を削除させていただきました。
	「自分ごと」と「見える化」の政策効果は大きいと考えられるので自治体も一緒になって取組たい。	御指摘の通りであり、今後のカーボン・オフセットの取組の推進に当たり自治体との連携も重視していきたいと考えています。
	カーボン・オフセットが途上国における諸問題、特に生物多様性の保全に対しても貢献が可能であり、その旨を示す記述を追加すべきではないか。	御指摘を踏まえ、生物多様性、森林保全といった言葉を追加させていただきました。

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
<p>1.カーボン・オフセットのあり方に関する指針を検討する背景 (3)カーボン・オフセットの課題</p>	<p>現状のCDMプロジェクトが一部の国及び一部のスコープに偏っていることに言及するべき。</p> <p>「市場の育成」という表現があると啓発活動的な意味が薄れるため、この表現は削除するべき。</p> <p>吸収源活動の永続性について言及されているが、永続性の定義も明記するべき。</p> <p>オフセットに用いるクレジットを発行するプロジェクトの社会・環境への負の影響をもたらさないことを明記すべきである。さらに正の影響を与える(マルチベネフィット型)プロジェクトが推奨されるべきである。</p> <p>信頼性の「確保」とあるが、消極的・第三者的と捉えられるので、「構築」あるいは「提供」に変更するべき。</p>	<p>御指摘の点は、1(2)後半の第2パラグラフの最後の部分に記載しております。</p> <p>カーボン・オフセットの取組を促進するためには、市場を通じたビジネス・民間ベースの取組も重要だと考えています。カーボン・オフセットの取組を推進することにより主体的な排出削減を推進することは、御指摘のとおり非常に重要であり、その点を損なうことのないよう留意してまいります。</p> <p>御指摘の永続性は重要な事項であり、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって留意してまいります。</p> <p>御指摘は重要な事項ですが、国際的に行われている京都議定書に基づくCDM(クリーン開発メカニズム)の制度改善につながる議論であり、本指針において対応できる事項ではありませんので、別途の検討の際に参考とさせていただきます。</p> <p>御指摘を踏まえ、「確保」から「構築」に修正させていただきました。</p>
<p>2.カーボン・オフセットのあり方に関する指針を策定する目的 (1)カーボン・オフセットに関する理解の普及</p>	<p>カーボン・オフセットは積極的に推進されるべき対策の一つであることから、「カーボン・オフセットが自らの削減に劣後する」ととられるような表現は改めるべき。</p>	<p>御指摘のとおり、温室効果ガスの排出削減を進めていく上でカーボン・オフセットの取組を推進することは大きな意義があると考えています。カーボン・オフセットの取組はまず排出削減を行った後に残る排出量を埋め合わせるという考え方で、本指針ではその旨を明示的に記載しており、御指摘には当たらないと考えます。</p>
<p>2.カーボン・オフセットのあり方に関する指針を策定する目的 (2)民間の活力を生かしたカーボン・オフセットの取組の促進と適切かつ最小限の規範の提示</p>	<p>「NPO等の積極的な取組や創意工夫を促し」とあるが、オフセットされた排出量が認定されることが善意の促進につながるのか疑問。</p> <p>「民間活力を生かした…最小限の規範」とあるが、国からの支援策(補助金制度等)が必要になるので検討していくべき。</p>	<p>オフセットに用いられる排出削減・吸収が確実であることは、カーボン・オフセットに関する信頼性の構築を進める上で重要な点の一つであり、社会の各構成員の主体的な取組を促進すると考えます。</p> <p>カーボン・オフセットは社会の各構成員による主体的な取組であり、ビジネス・民間ベースの活力が欠かせないと考えます。御指摘については、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>2.カーボン・オフセットのあり方に関する指針を策定する目的 (4)カーボン・オフセットの取組を促進する基盤の確立</p>	<p>プロジェクト自体の質を問うことも重要であり、CCBスタンダードのような基準も必要ではないか。</p>	<p>いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。</p>

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (1)カーボン・オフセットの基本的要素と類型	方法論を提示することで、個人やNPOの自発的な取組を阻害しないか懸念する。	本指針においては、理解の普及、民間の活力を生かした取組の促進と適切かつ最小限の規範の提示、取組に対する信頼性の確保、取組を促進する基盤の確立のために必要な事項を規定するものであり、むしろ個人やNPOの自発的な取組を促進するためのものであると考えます。
	商品・サービスの提供側がクレジットのコスト負担することが想定されるのではないかと懸念する。	御指摘を踏まえ、「費用は基本的に市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が自己負担」という記述に変更させていただきました。
	類型の名称について、実際の活動内容がイメージしにくいので修正すべき。	別途、パンフレット等、指針の内容についてわかりやすく説明する資料を作成する予定です。
3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (2)温室効果ガスの排出削減努力の実施	「2050年で温室効果ガス排出量を半減させる」目標を考えると、低炭素社会づくりを目指し、「カーボン・ゼロエミッション」に向けてという記載を加えてはどうか。	御指摘をふまえ、4(カーボン・ニュートラルの推進)において「カーボン・マイナス」の言葉を追加させていただきました。
	自らの排出削減努力と共に、他の主体が取り組む削減努力を支援・貢献することの重要性にも言及するべきである。	御指摘を踏まえ、3(2)において「この際、他者の排出削減努力を促進する取組を行うことも効果的である」という記述を追加させていただきました。
	民生部門からの排出削減する際には、「見える化」の取組が重要なので積極的に推進すべき。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
	「生活・事業活動の場面に応じてどのような排出削減の手法があるのか、それぞれの手法によってどの程度の削減が可能なのか等について有用な情報を明示・周知する」とあるが、場合によっては企業秘密に関わり公開できないケースもあるのでは。	本指針策定後に更に検討を深めるに当たっては、御指摘のような懸念もあることも踏まえて検討を進めていきたいと考えます。
3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (3)カーボン・オフセットの対象とする活動からの排出量の算定方法	排出量の算定については、信頼性確保や「見える化」推進の観点からLCA手法を考慮することが望ましい。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
	排出量の算定の記述に、移動や冷暖房の利用等の対象活動等を具体的に記述すべき。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
	排出量を算定する際に使用する排出係数は年によって変化するので、こうした状況に対応し定期的に算定方法を見直す必要である。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
	排出量の算定方法は簡易であるべきだが、簡易すぎること信頼性が欠けることもあるので留意する必要がある。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
	排出量の算定については、「公的機関が基本的かつ簡易な手法を提示する」とあるが「政府が主導する」といった形に表現を強めた方がよい。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきますが、社会の各構成員の自発的かつ多様な取組を促進するという本指針の趣旨を踏まえれば、原案の記述が適切と考えます。

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
<p>3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (4)カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量(クレジット)</p>	<p>VERの利用はオフセットの質を低下させたり国民に誤ったシグナルを与える可能性があり、また、登録簿の構築等公的機関の追加的な取組が必要になることから、オフセットに用いられるクレジットにVERを含めることには慎重であるべき。</p>	<p>VERについては、その確実性、永続性、ダブルカウティングの排除等の一定の基準を策定することにより、御指摘のような懸念に応えようと考えています。いただいた御意見は、この基準を策定するに当たって参考とさせていただきます。</p>
	<p>VERの定義を明確にする必要がある</p>	<p>いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。</p>
	<p>Gold Standard FoundationのVERを採用して欲しい。</p>	<p>いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。</p>
	<p>クレジットが満たすべき基準の認定にあたっては、既に国内に流通しているVERもカーボン・オフセットに用いることができるよう考慮すべき。</p>	<p>いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。</p>
	<p>第三者認証機関の整備が遅れることも想定されるので、当初は認定なしのケースを認めるなど柔軟に対応した方がいいのではないか。</p>	<p>いただいた御意見は、第三者機関による認証による信頼性確保の重要性を踏まえつつ、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。また、検討と並行して第三者機関の育成にも取り組んでいきたいと考えています。</p>
	<p>途上国における植林・森林保護事業によるオフセットについては、Climate, Community and Biodiversity Standard(CCB基準)やVoluntary Carbon Standard(VCS)の採用を検討すべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。</p>
	<p>クレジットについては、一般市民にとって安心感のあるものが求められる。</p>	<p>いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。</p>
	<p>京都クレジットについては国際的に信頼性あるものだと明記するべき。</p>	<p>御指摘の点については、3(4)(クレジットの種類)において、京都メカニズムクレジットが京都議定書に基づいて発行される旨を規定することを記載しております。</p>

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
<p>3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (5)オフセットの手續</p>	<p>カーボン・オフセットに用いられたクレジットを京都議定書の目標達成のために使用するの、カーボン・オフセットの定義と矛盾するのではないか。また、個人の善意を我が実績とカウントする姿勢には疑問を感じる。</p>	<p>排出量をオフセットするためには、当該オフセットに用いられるクレジットをそれ以外の用途に用いられないようにする必要がありますが、3(5)に記載したとおり、京都メカニズムクレジットをオフセットに用いる場合、京都議定書に基づく我が国の削減約束(日本の場合、基準年総排出量比-6%)の観点からみて「排出量を埋め合わせている(オフセットしている)」と言うためには、国別登録簿上で償却することが必要となると考えます。また、我が国の京都議定書目標の重要性に鑑みれば、クレジットの償却によって京都議定書の排出量を埋め合わせることもオフセットとして含めることが適当と考えます。</p>
	<p>国内削減活動によりオフセットを行うのは、言い換えれば、誰かの削減分を肩代わりしたに過ぎず、グローバルな削減には結びつかないのではないかと。</p>	<p>環境省が実施する自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)に基づく排出枠等国内削減活動による削減量をオフセットに用いることにより、オフセットの対象となる排出量は埋め合わせされていることから、カーボン・オフセットの取組と捉えてよいと考えます。</p>
	<p>吸収源CDMから発行されたクレジットをオフセットに用いる場合について明確な指針が策定されることを望む。</p>	<p>いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。</p>
	<p>クレジットは既に発行されているものに限定すべきである。それ以外のものは、未発行になる等の問題が発生する恐れがある。</p>	<p>御指摘の懸念は重要であるが、現時点で我が国で流通するクレジットの量が限定的であること、温室効果ガスの排出削減・吸収プロジェクトへの資金提供に意義を見いだすケースもあることに鑑み、特に後者については、透明性の確保を適切に行うことにより対応していきたいと考えています。</p>
	<p>オフセットを実施する手續が面倒だと普及の足かせになる。簡易で安価な手續が求められる。</p>	<p>いただいた御意見は、カーボン・オフセットの取組の推進に当たっては信頼性の構築が重要な課題の一つであるという点と併せ、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。</p>
	<p>既にオフセットの取組は行われているので、それらを排除するような手續にならないよう期待する。</p>	<p>いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。</p>
	<p>オフセット目的に取得されたクレジットが、当該オフセット以外の目的のために転売されてはならないという趣旨がわかりにくい表現になっている。</p>	<p>御指摘の点については、ダブルカウントの問題として用語集で解説しています。また、別途、パンフレット等、指針の内容についてわかりやすく説明する資料を作成する予定です。</p>
<p>「オフセット」という表現と「埋め合わせ」という表現があるため混乱する。統一すべき。</p>	<p>場面によって「オフセット」と「埋め合わせ」とを使い分けていますが、御指摘を踏まえ、原案を再度精査させていただいた上で、原案どおりの表現とさせていただきます。</p>	

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (6)カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保	必要となる情報開示の具体例を示すべき。また、クレジットタイプにより情報開示の項目が異なるなら、それも具体例を示すべき。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
	オフセットのために投資した金額が、どのようにクレジット購入に使われているか明確にするべき。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (7)カーボン・オフセットに関する第三者認定とラベリング	個人やNPOが自発的に行っているオフセット活動に、第三者機関の認定費用を上乗せしないとオフセットと呼べなくなるのはいかがか。	カーボン・オフセットの取組の推進に当たっては信頼性の構築が重要な課題の一つであることから、特に市場流通型のカーボン・オフセットの取組について第三者機関による認定を受けていることが望ましいこと、また、特定者間完結型の取組については地域の有識者等第三者による確認する手法について具体例を示すこととしています。
	認証と認定という言葉の使い方についてISO等での状況を踏まえて統一するべき。用語集での説明が求められる。	御指摘を踏まえて用語の資料について精査した結果、「クレジットの認証」を「検証」に修正させていただきました。
	第三者認証の仕組みは悪質業者防止のために実施すべき。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
	カーボンフットプリントの考え方に着目したラベリング制度にしてはどうか。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
	第三者機関による認定の対象、オフセットに関して提供されるべき情報等についてしっかり検討すべき。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
	認証及び認定の基準、第三者機関の選定の要件等について、しかるべき設定主体によって透明性のある手続を経て設定し、広く周知して欲しい。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
	カーボンオフセットは民間同士の簡易な貢献活動なので「認定」は必要ないのではないか。	カーボン・オフセットの取組の推進に当たっては信頼性の構築が重要な課題の一つであることから、特に市場流通型のカーボン・オフセットの取組について第三者機関による認定を受けていることが望ましく、また、特定者間完結型の取組については地域の有識者等第三者による確認する手法について具体例を示すことが必要であると考えます。
	特定者間完結型カーボン・オフセットでは、「地域の有識者等第三者が確認する」ことが想定されているが、その具体的な方法が正しく認識される必要がある。	いただいた御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。
	4.我が国におけるカーボン・オフセットの取組に対する支援のあり方について	表彰制度だけでは、民間でのカーボン・オフセット普及のインセンティブにならないのではないか。
プロバイダーやNPOの育成のため、国が積極的に先導していく必要があるのではないか。	いただいた御意見は、社会の各構成員の自発的かつ多様な取組を促進するという本指針の趣旨を踏まえつつ、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。	
支援を実施する主体として政府や公的機関、自治体を加えた方がいい。率先垂範が重要。	御指摘を踏まえ、「政府、自治体等」を支援を実施する主体として記載させていただいております。また、率先垂範の重要性に関する御意見は、本指針の策定後に更に検討を深めるに当たって参考とさせていただきます。	

区分	意見の概要(原文)
オフセットプロバイダーの定義	オフセット・プロバイダーの定義がないが、少なくとも、京都クレジットを法人向けに販売・媒介する事業者(商社・金融機関等)は、オフセット・プロバイダーの定義から除かれている理解で宜しいか。
オフセットプロバイダーの行動規範	オフセット・プロバイダーの行動規範とも解釈可能な記載が随所にあるが、このような規範については、京都クレジットの法的性質や金融商品としての位置付け、京都クレジットの販売者・媒介者にかかる行為規則等の法令とあわせてご議論頂きたい。
オフセットのCO2削減効果	「カーボン・オフセット」の考え方そのものが、CO2の排出削減に大きな効果があるものなのか甚だ疑問であります。それより一層の省エネの推進とCO2が極力排出しない技術の開発や排出しない代替エネルギーの開発が何よりも大切でしょう。「カーボン・オフセット」の考え方そのものが、まやかしのよう考えられます。排出量の取引も同様です。そんなことで削減目標を達成できるとは考えられません。
カーボンオフセットの定義	<p>[意見1]</p> <p><対象箇所> 全般</p> <p><意見内容> 意見募集要領に「カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行ない、どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積もり、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方」とあり、これが本指針をつらぬく考え方となっているが、この考え方を以下のような、よりニュートラルな考え方に改め、本指針の記述全般を見直すべき。「できるだけ排出量が減るよう削減努力を行なうための方策の一つとして、どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積もり、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを相殺するという考え方」</p> <p><理由等> 地球温暖化対策は気候変動枠組条約に基づき「地球規模で最小の費用で」目的を達成することが基本であり、京都議定書の補足性の議論も排出削減に要する費用の球規模での最小化を前提に解釈すべきである。京都メカニズムを含めオフセットの利用は、温室効果ガスの排出者が条約の目標に向かって行動するために選択することのできる多様な選択肢の一つとして位置づけられるべきであり、同量の温室効果ガスを削減するものである限り、自らの排出を削減する活動と同等の価値が与えられなければならない。</p> <p>一方、同じ費用を掛けることができるのなら、自ら削減するよりも、オフセットを用いたほうがより多くの削減効果をもたらすことが可能な場合も多く、このような場合にはオフセットを用いるほうが、条約目的達成の観点から、より効果の高い対策であるといえる。本文中にある「カーボン・ニュートラル」や「カーボン・マイナス」など、オフセットの利用なくしてありえないが、オフセットを利用すれば、自ら限界まで削減する場合と同じ費用でカーボン・マイナスを達成することすらできる場合もあり得る。</p> <p>これは、自ら排出を削減することをないがしろにすることを意味するものではなく、本指針が述べているように、オフセットがもたらすカーボン排出削減のマーケットシグナが、自らの排出削減の必要性を国民に知らしめ、カーボン価格以下で実施できる対策を自ら実施するインセンティブを与えるものである。</p>
カーボンオフセットの定義	<p>国際的に恥をかかない制度設計を 前述の洞爺湖サミットオフセットの例にもあるように、(オフセット後進国である)日本でしか通用せず、世界に笑われるようなものであってほしくないと思う。とくにそれが、理論的理解不足というきわめてプリミティブな点に起因する場合には、</p> <p>オフセットの定義の矛盾点に関する指摘が別途あり、そこを再度繰り返しているだけなため反映せず(MURC)</p>
オフセット購入者の制限	<p>意見内容: 日本におけるカーボンオフセットのあり方について 自己の活動でできるだけ、エネルギー消費を減らした上で、どうしても削減できない部分を他人の活動での削減であがなうという考え方のため、どうしても自己責任(削減行動を行うという)の意識が薄くなってしまふ。したがって、オフセットを購入する側の資格審査を厳しくして、電力供給業者や 政府機関などの特定の活動に限って認めることから始めてはどうか。たとえば 洞爺湖サミットは カーボンオフセットで実施すると宣言する。政府や自治体の年間イベントの30%をオフセットするとか購入量の目標は行政が設定すべきである。</p>
NPO等市民活動からのクレジットの優先調達	<p>また、企業から取得するのではなく、NPOなどの市民活動を優先して調達することで、国民運動としての盛り上げを支援していくべきである。 企業間での相対取引を認めても良いが、削減義務をあいまいにして立ち上げるのは時期尚早とおもう。公共ニーズを国民運動で満たすところから着手して、市場取引のような投機的な活動を抑制すべきである。</p>

区分	意見の概要(原文)
国民運動(公募)で洞爺湖サミットをオフセット	洞爺湖サミットの活動をオフセットするとして、どれだけの国民運動が必要となるのか試算して来年度に実施できるように国内の環境NOPに案件公募したい。量の目標を置いて、買い取り交渉を政府や自治体が自ら汗を出さなければ、理念の無い投機資金で 国際的に弱い日本が食い物にされるだけである。
海外クレジットの制限	日本のオフセットを使える条件を設定して、保護関税のようにして、国内のCO2削減運動やNPO、NGOを育てる手段としてほしい。(CDMクレジットとは厳密に線引きすべき)
個人の排出削減の義務化	意見内容:CSRからPSRに、個人としてCO2排出責任を持つ時代に。日常生活をする上でCO2排出は避けられない。すでに排出責任を感じ、個人でもグリーン電力を買ったり、自然エネルギーに投資したりする人は増えている。しかし大多数は関係ないとばかりにCO2の排出をし続けている。これ以上個人の意思に任せている場合だろうか、ここは、しっかり義務化して排出者責任を問わなければならないと感じています。
炭素税の導入	是非、炭素税の成立をお願いします。まずは、もっともCO2を排出する電気、ガス、ガソリンにかけるべきでしょう。
オフセット実施者への優遇策	不公平感をなくすために、自らカーボン・オフセットを実行している方には優遇策が必要でしょう。 具体的なアイデア カード会社に呼びかけカードポイント(マイルージ)でグリーン電力が買える 自然エネルギーに投資すると確定申告の際、控除対象とする。
消費者のコスト負担の明示	誰がコスト負担をするのか？ カーボンオフセットは、指針案にも示されているように、社会の構成員が、GHG排出を自らの行動に起因するものであるという認識し、自分ごととらえることが重要であろう。これは、とりもなおさず、オフセットのコスト負担は、(少なくとも一義的には)消費者が行うべきものであることを意味している。これを明示することは重要であろうと考える。
記述の平易化	意見内容: 全体を通じて: 指針と言うには、内容が論調的で冗長に感じます。もっと、箇条書きで要点のみの記述にしたらどうでしょうか。指針としてではなく、方針として意見を求めているのでは？ 夫々の項目の必要性については、個人的には異論はありません。しかし、国民全体向けを考えると、もっと平易にすべきで、逆に難しいことを言ったとしても、公共がその正当性を担保すればよいと思います。
ステイクホルダーの明示	【文書中の実施主体の整合】 オフセットには、さまざまなステイクホルダーが関わってくるが、「指針」文中においては、誰が主体になるのか、整合を取れた表現で明確にすべきである。文書中、場所によっては、「市民、企業等が・・・(P.3、16)」とある場合もあれば、「企業、自治体、NPO等(P.6)」と書かれている場合などもある。文中、主体(主語)を整合させ、統一させることは、単なるレトリックとしてではなく、明確に「誰が誰のために実施する」行動なのかを明らかにするためにも重要である。 この主体群の中に「政府」が入っていないが(自治体は含まれている場合もあるものの)、来年のG8関連会議をはじめ、政府が主催・主導のイベントなどオフセットの機会は多数あるはずであり、主体として明確に「政府」も位置づけるべきである。 また、「NPO」という表現が含まれているが、オフセットが途上国での活動を含むケースも多々あることを考えれば、一般的に国際協力の場で使われる「NGO」という表現も、市民セクター組織のひとつとして含めるべきである(NPOと書けば、狭義での「NPO法人」だけを指すと誤解される可能性がある。当然、オフセットのステイクホルダーとしての市民セクターとしてはNPO法人だけに限定されるものではない。)
CO2地下貯留の国策化	地球温暖化防止の一方法として「二酸化炭素の地下貯留」が紹介されましたが、これを国家レベルで行う予定・計画はないのでしょうか。(ひょっとして既に既に進んでいるかも知れませんが)放送では、電力会社や石油関連会社が技術を開発して取り組んでいましたが、費用の面でまず無理でした。日本でも他の国でも、この技術は進められて実用化できる状態であるとありました。この二酸化炭素の地下貯留が進められるならば、さらに各国で世界的に進められるならば、地球の温暖化防止に、かなりの効果が期待できると思います。このようなことは、国が手を出すべきであると思います。

区分	意見の概要(原文)
謝意	<p>温暖化対策にご尽力いただき、誠にありがとうございます。早速ですが、表題の件について意見といえますか感想を述べさせていただきます。実は私どもであるイベントのカーボンオフセット化を10月より検討してまいりました。何分、この分野の素人ですので、文献や資料等をかき集め、企画を行い、とりあえず1月からチャレンジしようと考えていた所です。そこに 11月末に指針(案)が提示され、素人考えの私どもの取り組み及び考え方も、あながち間違っていなかったと自分なりに受け止めました。諸所の課題がでており、我々の取り組みが発表できるかは微妙な情勢ですが、環境省のパブリックコメントが、素人の取り組みに、どれだけ勇気を与える気を与えてくれたことが、細かな点については、今後の課題とするところもあると存じますが、CO2削減を素人なりに進めるものとしては、非常に感謝しております。以上 とりとめない話ですが、ご参考になればと思い送信する次第です。団体名等につきましては、諸般の事情により明示できませんので、お許しください。</p> <p>単なるお礼のため記載せず(MURC)</p>
オフセットのコア部分と付随的部分との峻別	<p>カーボンオフセットサービスのコア部分とその他の部分の峻別 指針案には、カーボンオフセットのコア部分と、そのまわりの付随的な部分が、峻別せずに記述されているため、かなりわかりにくい。 カーボンオフセットのコア部分は、まさに ・本当に販売分だけ削減したか？ という点である。本当にクレジットを失効させたかどうか？という点は、この部分に含まれる。この点は、どのカーボンオフセットプロバイダーも、最大の注意をはらうべき点であり、サービスそのものの根幹に関わる。 付随的な点としては、 (a) 排出量算定ツールの提供 (b) プロジェクトのタイプへのこだわり(例: コベネフィット型プロジェクト限定) (c) 排出量管理システムの提供 などがありうる。 カーボンオフセットの本来の姿である「自分のカーボンフットプリントの相殺」という点に関しては、(a) においては「活動ごと」に算出できることが望ましい。一年間の排出量というような指標では、免罪符に過ぎないと言われても仕方がないであろう。活動ごとのオフセットという概念を導入するなら(これが行動変革に結びつく)、一般市民の場合、1 kgという単位でなければむづかしいであろうか。また、カーボンオフセットはボランティアな活動であるため、CDMで実施されにくいコベネ系のプロジェクトを実施していくための資金フローとできるというメリットがある。外国ではこの面を非常に重視しているが、なぜか日本では、この観点を主張しているオフセットプロバイダーが少ない(いまのところわれわれのPEARのみ?)。(c) は、まだ海外でも事例がないと思われるが(われわれのPEARが提供しようとしている)、新しいサービスとなる。これらは、カーボンオフセットにおいては must ではない。しかしながら、プロバイダーの考えや特徴がそこに現れるという点で、重要でもある。</p>

区分	意見の概要(原文)
自動車によるオフセット・クレジットの認定機関の設立(提案)	<p>1.意見内容</p> <p>1) 該当箇所 分野:運輸部門</p> <p>2) 提案内容</p> <p>電気自動車、ガソリン車、プラグインハイブリッド車両他、自動車における、実走行時の電費*)、燃費データに基づく、個人へのCO2クレジットの提供 *)電費:電力消費率wh/km - 電費*)・燃費汎用モニタリングシステムの利用による、高信頼性の個人クレジットの実現 -</p> <p><具体的方法></p> <p>個々人の車の実走行時の電費、燃費データを性格に定量的に計測するため、車両に搭載されている車載コンピュータと故障診断機能を利用する。電気自動車、ガソリン車、代替燃料車は燃費消費率を、車載コンピュータ(ECU)で厳密に処理しており、このデータを、故障診断装置に書き込むだけで可能である。本提案では、この電費、燃費データの、故障診断装置への記録をメーカーに義務付ける。</p> <p>個々人の電費、燃費データに基づき、個人クレジットを提供する。第三者自動車CDM認定機関が個人の電費、燃費データを収集し、個人にカーボンオフセット・クレジットを付与(換金)する。本提案では、自動車における電費、燃費によるカーボンオフセット・クレジットの認定機関の設立を行う。</p> <p>電費、燃費データ計測装置の信頼性を確保する。本提案では、型式認定、車検時に性能確認を実施する。</p> <p>3) 効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減効果(ガソリン車 10%、電気自動車、プラグインハイブリッド 75%) ・個々人が省エネ運転(スマートドライブ)を心がけ、国民運動とすることができる。 ・実際に省エネに努力している人に、その貢献度を示し、かつ優遇することができる。(高価格の省エネ車を買う人に優遇する現在の税制の代替案) ・全ての代替エネルギー(ガソリン、電気、エタノール)に対して、定量的・客観的評価が可能である。 ・故障診断装置は国際標準となっており、国際的なハーマナイゼーションが可能である。 ・既にあるCDM組織との連携をとり、個人の温暖化ガス排出権の売買を行うことが可能である。 <p>4) 具体的な応用</p> <p>4-1) 各種車両のCO2リアルタイムモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車への応用 <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車は1km走行距離時の電費データを記録する。 ・深夜電力、電力ピーク時の充電量を記録する。この結果は自動車CDM認定機関で、下記CO2クレジットに反映させる。 ・ガソリン車への応用 <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン車の燃費データを記録する。 ・プラグインハイブリッド車への応用 <ul style="list-style-type: none"> ・プラグインハイブリッドはガソリンで走行する場合と、電気で行く場合がある。このため、ガソリン走行時の燃費データと、電気走行の電費データを記録する。 ・代替燃料車への応用 <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール用代替燃料車は、アルコール混合比をモニタしている。このため、代替燃料の混合率にあわせて、アルコール使用量を記録する。 <p>4-2) 車両データのセンターへの転送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記データを故障診断装置から、スキャニングツール(排気対策のため2000年より義務化)でデータを取得し、指定サービス工場、又は車検場から第三者自動車CDM認定機関のデータベースにインプットする。 ・自動車CDM認定機関はこのデータ及び、各燃料のCO2排出量の原単位に基づき、個々人のクレジットを決定し、クレジット(換金)を分配する。 <p>5) 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CDMの市場取引での売買 ・キャップアンドトレードを実施し、クレジット用財源を確保する。 <p>6) 考えうる問題とその対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧モデルに乗っている人にはクレジットのメリットが享受できない。(対策)今の故障診断システムを改造した暫定システムの検討が必要 ・CDMへの不正申告(対策)故障診断システムのデータ取得に関する法整備、罰則規定が必要
クレジット毎の定義と活用法の明示	<p>原案では、具体的な指針の記載が殆ど無く、各種のクレジットについて混同した記述がある。原案がこのまま正式な指針として確定した場合、カーボン・オフセットのサービス提供者は混乱することが懸念される。具体的には使用しているクレジット毎にどのようなクレジットであるかの定義とそれを活用する場合に求められる取組・配慮が示される必要があると考える。</p>

区分	意見の概要(原文)
二酸化炭素固定の評価システムの構築	<p>意見内容: 私のお客様で、積極的に二酸化炭素削減に取り組もうとしている廃棄物処理業等を行っている会社があります。廃油を集めてBDFとして利用するシステムを構築し、年間1万3千リットルの廃油を回収して現在利用しています。もっと環境によいことをしたいということで、田畑や雑種地に積極的に作物を植え、二酸化炭素を固定することを現在進めています。しかし、色々な文献等を調べてみると一年生の植物は二酸化炭素を固定してもすぐ放出してしまうので二酸化炭素固定としてカウントできない、環境に対しては意味がないという立場のようです。 作物が育つのは二酸化炭素を固定しているからであり、それをきちんと評価してもらえるシステムを作っていただきたいと考えます。 オフセットと直接関係ないため記載せず (MURC)</p>
CO2固定の見える化	<p>カーボン・オフセットでどちらかというと、排出権の売買の方にスポットが当たっているようですが、もっと地道な活動にもスポットを当てていただきたいと考えます。自ら排出している二酸化炭素量を見積もり、それを可能な限り抑える方法を考え、更に自ら行える二酸化炭素固定のための方策を実施することがまず重要で出発点だと思います。 例えば二酸化炭素を固定する作物を育てている場合には1ha当たり kgの二酸化炭素を固定しているとみなすなどの指針を是非作成していただきたいです。樹木であれば「葉っぱ判定土」の方法によって二酸化炭素固定量を見積もることができますが、その他のもの(方法)で、どれだけ二酸化炭素を固定できるのか、考えられるもの全て客観的数値で表していただけたらと考えます。</p>
炭素税の免除	<p>また、将来炭素税等が導入される場合、このような対策をとっていれば税を免除するなど、その考え方も早めに公表していただきたいと願います。 (指針に対する意見になっていないかもしれませんが、ご検討の程宜しくお願い致します。)</p>
価格レベルの明示	<p>2 国からの取組 ・先ず、地方自治体レベルでのカーボンオフセットレベル(価格)を明示</p>
自治体の達成状況の公表、罰則	<p>2 国からの取組 毎月、1日、進捗及び結果をニュース放映 自治体HPで閲覧可、未達成自治体からは罰則金を徴収し、達成自治体へ分配(財源として利用可)</p>
オフセット参加企業の公募	<p>3 企業との取組 ・1、2を踏まえ、自主的参加企業を公募 ・国の負担を9割から9割5分以上 リンク お互いに利があるシステムが最重要 主語が不確かなため記載せず(恐らく国が費用を負担し企業にオフセットへの参加を公募するという意) (MURC)</p>
クレジットの現金化	<p>4 国民との取組み ・3の参加企業から購入、使用した消費者は、国土交通省が発行する(専用クレジットにポイントを加算。ポイント換算機必須) ・各自治体の環境課(新設)に身分証と共に提示すれば現金にできる(寄付を受けられるのは一部の国民のみ、 要身分証提示 譲渡不可 ただし、各自治体、ユニセフなど寄付は自由) ・各自治体は、指定銀行を通じオフセットファンドから引き出し可能(財源として利用可 オフセットに充当可) など、段階的な取組が可能ではないか? と個人レベルでは考えました。地球保全及び改善を切に願うと共に、本件に係わらず何らかの形で日本国が世界貢献できる日がくることを願って止みません。 クレジットは現金化できるという理解に基づいた提案のため記載せず (MURC)</p>

原票No.
11
11
3
12
16
19
19

原票No.
19
19
23
23
23
16
22
25
2

原票No.

7

16

原票No.

26

11

原票No.

18

18

18

1

1

1

1

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
<p>1. カーボン・オフセットのあり方に関する指針を検討する背景 (1)カーボン・オフセットとは</p>	<p>コンサートや結婚式などのイベントを中心に、自発的に環境負荷を低減する動きはすでに始まって久しい。それをこれから始まるような書きぶりは現状を誤認しているのではないか。</p>	4
	<p>「主体的にこれを削減する努力を行うとともに」は、必ずしも一般的な定義ではないと思われるが、一般的な定義であるような表現になっている。当該部分及び「削減が困難な部分の排出量について」は、本指針の中で対象としていることを明示するか、又は本指針における定義であることを明示することが望まれる。</p>	9
	<p>事業者による温室効果ガス削減目標を遵守するための京都クレジットの利用は、本指針の対象ではないと記載されているが、自社で具体的な数値目標を掲げていないものの、CSR等を目的として自社の排出削減を積極的に実施するために京都クレジットを活用することは、同様に本指針の対象に含まれない理解でよいのか。自社において数値目標を設定している企業と設定していない企業と扱いが異なる理由はないと思われる。また、「…事業者、…等が国民運動や公的機関の率先的取り組みの一環として…」とあるが、下線部の定義が不明瞭であり、定義を確認したい。</p>	11
	<p>報告書全体におよぶ基本的な論理矛盾と危うさ 「指針」は、それ自体の中で論理矛盾を含んでいてはならない。ところが、この指針案は、きわめて基本的な点で論理矛盾を含んでいる。排出量を「埋め合わせる」ことをカーボンオフセットと定義しているにもかかわらず、そうでない行為を例示している。端的に言えば、「排出量を「埋め合わせしない」行為をカーボンオフセットと称して、お金をとるビジネス。を、環境省検討会が認めることになる。これは、将来、訴訟のような事態となる可能性をもつゆゆしき問題である。もしその場合、誰が責任をとるのであるのか？ 信頼性の確保を重視しているにもかかわらず、この点に目をつぶるのは問題であろう。特に懸念されるのは、専門家の目からは明らかなそのような論理矛盾を含んでいるということに、カーボンオフセットプロバイダーのみならず、検討会委員(および環境省)が気がついていない(理解できない?)という点である。気がついた上であえて、論理を曲げて「意図的に(政治的に)指針の中に明示しないとすれば、それこそ社会的な問題となる。このことは、カーボンオフセットというプラクティスの 社会的信頼性を著しく損ない、関係者の責任問題に発展する可能性を秘めていることにも認識する必要がある。また、世界と異なった日本でだけしか通用しない間違っ了解釈を「日本政府が、行うことで、嘲笑をあびる可能性もある。」</p>	16
	<p>定義の冗長な部分に関して なお、指針案のカーボンオフセットの「定義」(1.(1))の前半部分…自らの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、…は、気持ちはよくわかるが、「定義」の中に入れるべき性格のものではない。それを満たさなければカーボンオフセットとは言えないのであろうか？ もしそうであるなら、満たすかどうかを判定する方法をどこかに記す(少なくとも例示する)必要がある。3.(1)の基本的要素の ~ が入っていることを証明することはきわめて難しい。</p>	16
	<p>なお、定義には「自主的」という言葉が入ることが望ましい。これは(実質的な)規制目標達成目的のクレジット利用と区別するためである(規制下でない場合が主であるが、規制下にある場合には、規制目標を「超えた」削減分を指すようにした方がいいであろう)。</p>	16
	<p>[我が国の気候変動対策の中でオフセットはどこに位置づけられるのか不明瞭(P.3)] 「指針」の1. 背景において、オフセットの定義がなされており、「個人、事業者、政府、自治体等の国民運動」の一環として行うものを対象とするとあるが、それが具体的に何を意味するのか、特に温暖化問題を詳細にフォローしていない一般国民や事業者者に明確に伝える必要がある。つまり、「国民運動」として実施していく場合の条件や要求事項があるのか、ないのか。あるのであれば、それは具体的になんなのか。これらを、オフセットを具体的に実践していく場合に当てはめて明示すべきと考える。また、背景の中でも記述されているように、政府や事業者が排出削減目標達成のために実施するオフセットもありうると書かれているが、なぜこの「指針」においては、国民運動だけを対象とするのか、の明快な説明がなければ、広く一般に理解され受け入れられないのではないか。</p>	25
	<p>カーボン・オフセットの定義として、「主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について」とある。「削減する努力を行う」ことは概念的に必要な行為だが、これを定義から削除すべきである。もし、これを定義の文言とすると、削減努力を確認でない場合には「カーボン・オフセットとして認定」できないことになる。よって、努力という表現は定義に含めることはおかしい。定義は認定のための判断基準となるものであり、認定時の審査対象とならない項目は定義に含めるべきではない。</p>	14
<p>例として、企業の本社ビルの電気使用等に伴う温室効果ガス排出量のオフセットとあるが、京都クレジットが含まれるのであれば、意見番号6の通り、自主行動計画を有する企業とそうでない企業との間で取り扱いに違いがあるのか、これらの企業に対して京都クレジットを提供・媒介する事業者がオフセット・プロバイダーと認定されるのか不明瞭になるため、企業が京都クレジットを自社使用目的で活用することは本指針の対象外であることを明記願いたい。</p>	11	

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
1. カーボン・オフセットのあり方に関する指針を検討する背景 (2)カーボン・オフセットの推進の意義及び期待される効果	<p>意義に関して 指針案の「意義」(1.(2))において、忘れてならないのは、カーボンオフセットは、購入分だけ「地球から排出量が削減する」プラクティスであるということである。市民の意識や国内行動変革、プロジェクトのコベネ系の視点も重要であるが、「その分 GHGが地球から削減する」が、第一の本来のポイントではなからうか？</p>	16
	<p>1. 「1-(2)カーボン・オフセットの推進の意義及び期待される効果」について 国を挙げてカーボン・オフセットを推進することは必要と考えます。特に、「見える化」と「自分ごと」の認識を促す効果は大きいと思います。自治体としては特にこの意義に着目して、市民の環境配慮意識の高揚に期待し、啓発に努力したいと考えます。</p>	8
	<p>(国内外の温室効果ガスの排出削減・吸収や公害対策、持続可能な開発を実現するプロジェクトの資金調達への貢献)について 「費用対効果の高い」を削除 (理由) 少ない投資で温室効果ガスの排出削減・吸収量が多ければ良いという誤解を招く恐れがある上、次の段落の「公害問題・自然環境の改善と温室効果ガスの排出削減といった二つの効果を同時に実現する」との記述と矛盾します。温暖化対策と他の効果を同時に実現させるという姿勢は、この文章に限らず、本指針全体に盛り込んでいただきたいと思います。</p>	20
	<p>1.4ページ(国内外の温室効果ガスの排出削減・吸収や公害対策、持続可能な開発を実現するプロジェクトの資金調達への貢献) ・本文10行目、「実現することができる。」以降に対する追加文を提案します。カーボン・オフセットが途上国における諸問題、特に生物多様性の保全に対しても貢献が可能であることは、第4回検討会において小林委員も指摘されています。現在世界でコベネフィッツ型の地球温暖化対策プロジェクトの少なさが指摘されており、カーボン・オフセットが、地球温暖化対策のみに留まらず、より相乗効果方型の取り組みに拡大されるためにも、以下の点の追加を提案します。 追加提案:「2007年12月にパリで開催されたCOP13では、主に途上国における森林減少や土地の劣化による温室効果ガス排出への対策が主要テーマのひとつとして協議された。IPCC第4次評価報告書においても、今後の温室効果ガス緩和ポテンシャルとして、森林減少の削減と劣化の防止に着目しており、世界的にも森林を利用した地球温暖化対策の推進が急務となっている。現在、既に京都メカニズムでは森林を利用した吸収源CDM事業の取引が認められているが、COP13では、今後、森林減少の削減や劣化防止による地球温暖化への貢献に関する科学的検討が国際的に開始されることとなった。途上国における森林を利用したカーボン・オフセットは、適切に計画されれば、現在その他の地球規模の問題と指摘されている生物多様性の保全や砂漠化防止、水源涵養などの諸問題に相乗効果を上げることが可能である。」(以後、「このようなプロジェクトは」に続く)</p>	21

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
1.カーボン・オフセットのあり方に関する指針を検討する背景 (3)カーボン・オフセットの課題	<p>[途上国におけるオフセット事業へのファイナンスに関して(P.4)] オフセットの意義・効果として、特に途上国でのオフセット事業へのファイナンスの可能性が列記されており、その通りである。ここでは更に、CDMが一部の国の一部の事業分野に偏るなど、十分に途上国(特に最貧国)のニーズを反映していない現況について明記すべきである。</p>	25
	<p>4頁(3)カーボン・オフセットの課題 カーボン・オフセットが排出削減義務の対策のような書きぶりであるが、カーボン・オフセットは市民が自らの活動に伴う環境負荷を低減したいという自発的な、善意の行為であり、企業の環境負荷排出に対する免罪符とは異なるものと理解する。市場の育成といった書きぶりはいかがか。意識の啓蒙に留めるべきではないか。</p>	4
	<p>京都クレジットについては信頼性に関する懸念がない旨、本項において明記願いたい。</p>	11
	<p>2.5ページ目6行目 内、「排出削減・吸収の確実性・持続性を確保する必要があること」 コメント:現在、京都メカニズムにおいても、吸収源CDMクレジットの持続性は一定のプロジェクト期間後失効することになっており、厳密に言えば吸収源クレジットの持続性が認められていないともいえます。指針の中で、吸収プロジェクトに追記するかたちで「持続性」の必要性が度々指摘されていますが、その場合の「持続性」の定義、さらに、どのようなシステムを利用すれば「持続性」が担保されるといえるのかについて、検討の上明確にすることが必要だと考えます。</p>	21
	<p>[オフセットの課題: 信頼性の確保への課題(P.5)] 「指針」の大きな柱でもあり、また冒頭に述べたように既にオフセットという言葉が独り歩きし始めている現状において、オフセットの信頼性を確保することは、「指針」の最重要目的であることに同意する。オフセットの信頼性構築に関する政府としての関わり方については次に提案するが、～まで列記した課題に追加して、以下を提案したい。すなわち、現状では気候変動問題へ国民・企業等の関心が集中しているが、生物多様性問題は貧困問題など、気候変動と同等かそれ以上に深刻な問題への関心が高まっていない。その一方で、特に生物多様性問題や貧困問題は、気候変動問題とも密接に関係していることは、IPCCのTARやAR4でも繰り返し指摘されているところである。我が国におけるオフセットを考えていく上でも、世界第二の経済大国であること責任から考えれば、気候変動対策における生物多様性や貧困問題への同時対応も出来る限りしていく必要がある。このように考えれば、課題の「として、最低限「オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトが、排出削減・吸収以外の側面(社会・環境)に対して負のインパクト(AI dverse effects)をもたらさないこと」を含めるべきである。また、出来る限り「さらに、社会・環境面にも正のインパクトをもたらすようなプロジェクト(マルチ・ベネフィット型)が推奨されるべき」も含まれることが望ましい。</p>	25
<p>['指針'の目的: 信頼性の確保(P.6)] オフセットの信頼性に関して、「指針」では、オフセットの信頼性の「確保」という言葉が使われているが、政府の役割としては、より積極的・能動的に、オフセットの信頼性を「構築」あるいは「提供」して行くことを目指すべきと考える。「確保」では、消極的・第三者的と受け取られかねない。 もちろん、オフセットの活動やビジネス自体は、民間が自主的に取り組むべきもので、政府が「積極的」に関わるのは、政府自身のオフセットのみであることは当然だが、限られた時間の中で「信頼性」を作り上げるには、政府が(民間や市民セクターの参画の下で)主導的役割を果たすべきである。</p>	25	
2.カーボン・オフセットのあり方に関する指針を策定する目的 (1)カーボン・オフセットに関する理解の普及	<p>[意見2] <対象箇所> P3「1.カーボン・オフセットのあり方に関する指針を検討する背景 (1)カーボン・オフセットとは 第1パラグラフ」他複数箇所 P5「1.カーボン・オフセットのあり方に関する指針を検討する背景 (3)カーボン・オフセットの課題 (カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の確保) 項」 <意見内容> P3「カーボン・オフセットとは、(中略)その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう」 P5「 オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではない(後略)」とあるが、カーボン・オフセットは積極的に推進されるべき対策の一つであることから、このような、「カーボン・オフセットが自らの削減に劣後する」との価値観を植え付けるような表現は改めるべき。例えば、それぞれ、「相殺する」、「オフセットは、自ら排出削減を行うことと同等の価値がある」などとすべきと考える。 <理由等> カーボン・オフセットは、国民が気候変動枠組条約の目的に向かって行動するための重要な選択肢の一つであり、カーボン・オフセットを利用することを、自信と誇りをもって選択できるようなシステム作りと情報提供とが必要と考える。よって、「カーボン・オフセットは自らの削減に劣後する」との価値観を国民に与えることは、条約の目的に反するだけでなく、国民による積極的なオフセットの活用を阻害することになる。 排出者自らの排出削減を促進するためには、具体的な排出削減対策と費用対効果に関する情報提供(省エネ製品の経済比較など)によるプロモーションが重要であり、オフセットに否定的なイメージを与えることによって排出者自らの排出削減に相対的な選択インセンティブを与えることは、オフセットに積極的に取組もうとする国民の氣勢を削ぐ結果となり、限界的な対策効果の観点からみるとインセンティブではなく、ディスインセンティブとなりかねない。</p>	12

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
2.カーボン・オフセットのあり方に関する指針を策定する目的 (2)民間の活力を生かしたカーボン・オフセットの取組の促進と適切かつ最小限の規範の提示	<p>コメント このコメントは、「我が国におけるカーボンオフセットのあり方について(指針)」の全体的な問題点の指摘を行った上で、個別の問題点の説明を行う。なお、コメントの提出者の松尾は、ひとつのカーボンオフセットプロバイダーに所属するものであるが、そのような利害関係者としての立場を離れて、長年にわたる地球温暖化問題の研究者や専門家としての見地からのコメントを「論理的帰結」として行うものである。けっしてバイアスのかかったものではない。主たるポイントは、京都議定書の規制下におけるカーボンオフセットというものにおいて、基本的な論理矛盾を、政府がendorseしようとしている点にある。加えて、日本で「のみ」通用するおかしな概念が、そのまままかり通ってしまうことに対し、大きな懸念を持つものである。 指針が、カーボンオフセットの理解と普及を目指すことを第一目的としている(2.(1))のであるから、基本的な認識の間違いをしてはならない。</p>	16
	<p>6頁(2)民間の活力を生かしたカーボン・オフセットの取組の促進と適切かつ最小限の規範の提示 「NPO等の積極的な取組や創意工夫を促し」とあるが、個人やNPOが自発的に、善意で行っている活動に関して、これ以降何の配慮もない。オフセットされた排出量が認定されることが善意の活動にとってどんなプラスになるのだろうか。</p>	4
2.カーボン・オフセットのあり方に関する指針を策定する目的 (4)カーボン・オフセットの取組を促進する基盤の確立	<p>意見内容:2(2)民間活力に関して 民間活力を利用して最小限の規範の提示とあります。また、同じく2(3)で信頼性が必要とされています。民間の活躍はこの指針を通じて一環している主張ですが、間も無く京都議定書の目標達成期間に入るという緊急性が求められる時期に、信頼性も重要な要素であるこの問題で、民間活力のみに頼るのはあまりに脆弱だと考えます。その種たる原因は環境関連の理論が未熟であることに主として起因します。さらに、ある程度確立している理論においてその実践に必要なとされる資金が巨額なケースが多いところにもう一つの原因があります。 良い例がバイオマスです。ほんの数年前までバイオマスは再生可能エネルギーの優等生のように扱われていました。しかし現在では食物利用のバイオマスは完全に否定されています。わずかに食物残渣利用や非食物利用のバイオマスの研究は続いています。商業ベースに乗りかけていた食物利用に比べれば遥かに高額のコストが必要とされる模様であり、商業ベース乗る実用化にはまだまだハードルは高そうです。ところで、中小事業者が食物利用バイオマスをオフセットとして積極的に利用していたとして、今回のようなバンの値上げなどの際に地域社会で首謀者扱いされたとしたらどうなるでしょうか?地域密着型の営業形態であれば営業上の深刻な影響があるでしょうし、幸運にもその問題をクリアしても、非食物利用バイオマスへの切り替えのために莫大な追加費用が発生するかも知れません。勿論排てんぶら油活用のコミュニティバスのような成功例もありますが、供給量が限定されており、供給システムが地理的可能であるといったような、かなりまれな幸運に恵まれているといえるのではないのでしょうか? 環境関連の課題は新しいだけに理論が180度変わることもあり得ることから、中小事業者にとっては期待するメリットに比べてリスクが高すぎると思われる。また地域密着であることから、存在する地理的な条件に作用される問題もあります。 以上のことを勘案して、本システムで集めた資金の投入先事業を、システム発足時の暫定処置として国で用意する必要があると考えます。勿論民間と競合するような分野 以外での事業になります。NPOなどが行うものの数千倍といった資金を必要とするものが理想です。 国がまとめることで総資金量は大きくなるでしょうし、万が一新しい理論により方向転換することになった際にも国の責任となれば、個々の事業者が負う信用リスクは軽減されるはず。民間活力を阻害してはいけませんので、参加する事業者の規模の上限などの制限を設けるなどの工夫も必要でしょう。民間が育つと同時に早急に払い下げなどの手法で撤退することも必要でしょう。しかしながら、事の緊急性を鑑みると、明治維新の緊急時に官製工場を立ち上げ、時期を見て民間に払い下げをした先例を見習う必要があるのではないのでしょうか?事情の性格を考慮すれば官業による民業の圧迫には当たらないと考えます。</p>	15
	<p>[意見4] <対象箇所> P7「2.カーボン・オフセットのあり方に関する指針を策定する目的 (4)カーボン・オフセットの取組を促進する基盤の確立」およびその他関連箇所 <意見内容> 「クレジットの第三者認証システムの構築、埋め合わせ(オフセット)の手続、クレジットのダブルカウントを防ぐための管理簿(レジストリ)の整備、カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保、カーボン・オフセットを実現する商品・サービスの認定システムの構築等について、公的機関も含めた取組が必要である。」とあるが、京都メカニズムクレジット、環境省が2005年から実施している自主参加型国内排出量取引制度で用いられる排出枠など、現にシステム構築・管理等が行われているものだけをオフセットの対象として国が認識するにとどめるなら、公的機関も含めた追加的な取り組みは必要にならない。この観点からも、国の指針がいわゆるVERなども対象とすることには慎重であるべき。 <理由等> 意見3の理由と同じ</p>	12

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
	<p>3・7ページ目(4)カーボン・オフセットの取り組みを促進する基盤の確立へのコメント: ・現在あげられている5つの基盤例に加え、プロジェクトによる温室効果ガス削減効果の定量化への認証に留まらず、プロジェクト自体の質を問い、判断するための基盤が重要であると考えます。第3回検討委員会で小林委員も指摘したとおり、委員会において世界の認証プログラム例のひとつとして報告されたCCBスタンダードは、実際にはクレジットの定量化ではなく、プロジェクトによる途上国のコミュニティや生物多様性保全への貢献を評価する「プロジェクトの質を問うための基準」です。このような基準をより積極的に活用したコベネフィット型のカーボン・オフセットが、今後より一般的に認識され、評価されるための基盤が重要であると考え、6つめのポイントに加えることを提案いたします。</p>	21
	<p>8頁(1)カーボン・オフセットの基本的要素と類型 個人やNPOが自発的に、善意で行っている活動に関して、方法論を定義することは活動の阻害につながるのではないかと。</p>	4
3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)	<p>商品使用・サービス利用者側がクレジットを「購入」(権利移転がある)せずに、単に費用負担するという考え方もあると思われる。段落最後の()の箇所がそのようなコンセプトを包含しているように読めるが不明瞭。「自己活動オフセット」を通じて、サービスの提供側(売り手)がクレジットのコストを負担する場合は想定されていないように思われる。</p>	11
(1)カーボン・オフセットの基本的要素と類型	<p>類型について: 大きく2つをあげていますが、特定者間完結型は取引型ともいえると思います。名称を変えて市場流通型と区別したほうが良いと思います。市場流通型の3つの類型も、自己活動オフセットも区別したほうが市民レベルから見ると分かりやすいと思います。 GHG排出量の「見える化」: 今、民生からの排出量削減が大きく求められています。ここの活動に大きな期待をこめています。市民理解が深まる効果的な情報提供と啓蒙を期待します。</p>	22
	<p>3.(2)「カーボン・オフセットの主な類型」 認定と認証を区別しているが、「認定」をカーボン・オフセットの概念に入れるのはよくない。カーボン・オフセットは制度ではなく、民間企業同士の簡易な地球環境問題への貢献活動だからである。もし、カーボン・オフセットの信用を担保したいなら、しっかりした情報開示基準と、オフセットプロバイダーの業務に対する第三者レビューを実施すべきである。 カーボン・オフセットでは、認定よりも、どのようなCO2削減量をVERとすべきなのか(認証)の方がより重要な問題である。オフセットプロバイダーが行う悪意ある業務よりも、地球温暖化問題の解決につながらないVERの方が性質が悪い。後者では、取引に関わる者(VERセラー、プロバイダー、VERバイヤー)全てに都合がよいCO2削減がVERとして扱われ、地球温暖化問題解決に貢献しない行為がカーボン・オフセットとなってしまう。よって、VERの定義を明確にし、VERと呼ぶための要件をむしろ重点を置いて検討するべきである。</p>	14
3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (2)温室効果ガスの排出削減努力の実施	<p>「...を認識した上で、」に続いて、「低炭素社会づくりを目指し、「カーボン・ゼロエミッション」(炭素排出ゼロ)に向けて、」を追加する。 【理由】 カーボン・オフセットの本旨は、2050年において温室効果ガス排出量を半減させるところにあることから、究極の目標として「ゼロエミッション」の考え方を意識して、可能な限りの排出努力を求めることが現時点で社会に理解を求めることが重要であり、それを実現する方法として、カーボン・オフセットの普及を図るべきであると考える。</p>	17
	<p>「...の取組を行おうとする者は、柔軟に、」に続いて、「他者が行う社会的な」を追加する。さらに「排出削減努力」に続いて、「の推進に貢献する取組」を追加する。 【理由】 カーボン・オフセットは、自らの排出削減努力とともに、他の主体が取り組む削減努力を支援・貢献することで、社会全体として低炭素化を促進させることを意識させることも重要であると考え。</p>	17
	<p>「事業活動の場面に応じてどのような排出削減の手法があるのか、それぞれの手法によってどの程度の削減が可能なのか等について有用な情報を明示・周知する」ことの主体は、政府または公的機関が類型として提示するという理解で宜しいか。カーボン・オフセット商品・サービスを検討する企業が実施することを意図しているのであれば、コスト面や企業秘密の観点から、カーボン・オフセット商品の開発・利用意欲を減退させる懸念があると思われ、削除をお願いしたい。</p>	11

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
	<p>アイデア1 該当箇所:特に(3)カーボン・オフセットの対象となる活動からの排出量の算定方法 (11~12ページ) 意見内容:排出量((4)の削減量も含め)の算出について、より具体的に踏み込む検討に当たっては、「簡易な手法」のみならず、信頼性確保の観点から、科学的根拠に基づく算出法である「ライフサイクルアセスメント(LCA)手法」に着目し、同手法を活用することを推奨します。LCAについては、ISO14040シリーズの国際規格が作成されており、LCA手法の活用は国際整合性の面からも有意なものと考えます。我が国では以下の機関・組織がLCAに関する知見及び実績を有していますので、具体的検討において、その成果とポテンシャルを活用できると思います。 1)国の公的機関: 産業技術総合研究所 LCAセンター、 国立環境研究所 2)民間の組織: 日本LCAフォーラム(略称: JLCA、事務局が社団法人 産業環境管理協会)、 日本LCA学会</p>	6
	<p>[排出量の算定方法(P.12)] オフセットの対象となる活動からの排出を定量的に把握することの重要性が、現時点で動いているオフセット・サービスなどで理解されていないと見受けられるケースが多く、この点が「指針」の柱のひとつとなっていることは大いに評価される。ただ、「公的機関が基本的かつ簡易な手法を提示することが有益である」では、取り組み姿勢としては不十分であり、「政府が手法の検討・提示を主導する(ただし、民間、市民セクターの参加の下に)こと」をこの「指針」において明示すべきである。 ただし、この手法が「簡易的」であることは、オフセットの裾野を広げていく上では重要であり、排出量の算定が重要であることを伝えつつ、オフセット実施者が結局オフセットを断念する原因とならないようにする必要がある。</p>	25
<p>3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (3)カーボン・オフセットの対象とする活動からの排出量の算定方法</p>	<p>コメント3 該当箇所:12ページ、(3)カーボン・オフセットの対象とする活動からの排出量の算定方法、(カーボン・オフセットの対象とする活動からの排出量の算定方法) カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の確保を推進するためには、対象とする活動から生じる排出量の算定方法について、公的機関が基本的かつ簡易な手法を提示することが有益である。これは、一定の活動について異なる排出量が用いられていると、オフセットを行おうとする者は自らの活動から生じる排出量が確実にオフセットされているかどうか確信がもてず、ひいてはカーボン・オフセットの取組自体の信頼性を低下させることになるためである。公的機関が提示する排出量の算定方法や算定に用いる排出係数データは、主に以下の二つの理由により、一定期間ごとに見直す必要がある。 排出量に関する新たな知見や技術が得られるようになる可能性がある。 新たな研究・実験の蓄積によって、より精度の高い排出係数データが得られたり、あるいは、新たな技術・製品の登場によって、排出量算定区分の変更・細分化が必要になったりすることが考えられる。 過去の実績(例えば前年度の排出量)をベースに排出係数を設定する場合、毎年度、その値が変わる。 公的機関が排出量算定ガイダンスを作成する場合、電力消費に関わる排出係数や、水道使用に関わる排出量の原単位、ゴミからの排出量原単位などについては、過去(例えば前年度)の実績をベースにして値を設定することが現実的だと考えられる。 これらのケースでは、カーボンオフセットを行おうとする者の努力とはほとんど無関係に排出係数が変化することになり、そのことが長期的にカーボンオフセットに取り組みようとする意欲的な市民・事業者にも、算定方法への不信感を抱かせる結果となる恐れがある。 上記2つのケースで排出係数を定期的(あるいは必要が生じた場合)に変更することは、排出量算定の正確さを追求するためのベストエフォートというべきものであり、カーボンオフセットの本来意義と矛盾しない。にもかかわらず、それが結果として信頼性の低下を招くようなことがあってはならない。公的機関が排出量算定ガイダンスを設定するならば、将来的な見直しの必要性と基本方針についても、十分に検討して一般向けに説明すべきである。</p>	24
	<p>アイデア2 該当箇所:特に(7)カーボン・オフセットに関する第三者認定とラベリング (14~15ページ) 意見内容:ラベリングは、(2)の「見える化」や(3)の「排出量算定」や(6)の「透明性の確保」とも関連するが、オフセット対象の排出量の表示についても、具体的検討が必要であり、その主旨で「カーボンフットプリント(CO2排出量の製品表示)」の考え方に着目すべきだと思います。このカーボンフットプリントの具体的検討に当たっては、英国における動向も参考になりますが、製品・サービスの定量的情報開示(LCA)データの表示であるタイプ 環境ラベルの活用が望ましいと考えます。尚、タイプ 環境ラベルについては、既にISO14025という国際規格が存在し、該当ラベルとして、該当ラベルとして、国内では「エコリーフ」が普及しています。更には、ISO(国際標準化機構)の技術委員会TC207では、欧州標準化機構(CEN)の要請を受ける形で、カーボンフットプリントのISO規格作成の気運が生じていることを、参考まで申し添えます。</p>	6

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
	<p>コメント2</p> <p>該当箇所:12ページ、(3)カーボン・オフセットの対象とする活動からの排出量の算定方法、(カーボン・オフセットの対象とする活動からの排出量の算定方法)カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の確保を推進するためには、対象とする活動から生じる排出量の算定方法について、公的機関が基本的かつ簡易な手法を提示することが有益である。これは、一定の活動について異なる排出量が用いられていると、オフセットを行うおうとする者は自らの活動から生じる排出量が確実にオフセットされているかどうか確信がもてず、ひいてはカーボン・オフセットの取組自体の信頼性を低下させることになるためである。カーボン・オフセットの対象とする活動からの排出量の算定方法として、「基本的かつ簡易な手法」を提示することが有益としているが、簡易になり過ぎぬよう注意すべきである。カーボン・オフセットの推進の意義及び期待される効果として、「市民、企業等の主体的な削減活動の実施を促進すること」が重視されている(3ページ)が、市民等の主体的で具体的な削減活動の実施を促すには、個別の日常活動ごとになるべく正確な排出量を計算できるようにする必要があるからである。「簡易」な方法として、個別の活動ごとではなく大雑把な区分で排出量を計算するだけでは、日常生活の中の個別具体的な削減努力に結びつきにくい。)ただし、排出量算定の正確さを追求する場合、計算方法・手続きの煩雑化という問題のほか、場合によっては信頼性を損なう恐れもあることに注意すべきである。(コメント3)</p>	24
	<p>「...活動状況に合わせて」に続いて、「人や貨物の移動、冷暖房、照明等活動(事業)を行う上で、どうしても温室効果ガスの排出を削減させることが出来ない領域と量に焦点を当てて、」を追加する。 [理由] オフセットの対象活動について、今後具体的な事例を検討することは良いことであるが、後述されている英国の具体例の引用より、この指針案で、排出削減量をカウントしやすい、見える化が可能な事例を示すべきではないかと考える。</p>	17
	<p>政府の役割 上記のようなコア以外の部分に関しては、政府指針が指図を行うべきではないであろう。「こうした方が望ましい」という表現にとどめるべき性格のものであると考える。 環境省で、各消費活動に伴うCO2排出量を算定し、それを表示していこうという動きがあるとされている。ぜひ、その流れをカーボンオフセットと結びつけるべきであろう(LCA的にCO2排出量を計算し、オフセットに利用している例はない)。消費者がそれぞれの消費活動においてCO2排出量を認識し、その気になればそれをその場でオフセットでき、自らの排出量を管理できるような社会が、近未来の望ましい社会であると考えられる。</p>	16
	<p>弊社は本指針で提案されているような基準を満たす質の高いVERの普及に努めております。そこで今回の制度においてGold Standardクレジットの使用を推奨致したくここにご提案申し上げます。Gold Standard Foundation(同社HP:http://www.cdmgoldstandard.org/about_goldstandard.php)はスイスのバーゼルに本部を置く非営利団体であり、2006年よりボランタリー・オフセット・プロジェクトの手法及び基準を提案しております。また多くのNGOと政府に支持されており、質の高いクレジットの基準を提供しているとして知られております。貴省がこのGold Standard FoundationのVERを本制度クレジットとしてご採用いただけるかどうか是非ご検討賜りたくお願い申し上げます。詳細については下記リンクをご参照ください<http://www.cdmgoldstandard.org/uploads/file/GS-VER_Proj_Dev_manual_final%20.pdf><http://www.cdmgoldstandard.org/uploads/file/GS-VER_Proj_Dev_manual_final%20.pdf>よりしくお願い申し上げます。</p>	5
<p>3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (4)カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量(クレジット)</p>	<p>2.「3-(4)カーボンオフセットに用いられる排出削減・吸収量」について 排出削減の取り組みは、市民生活に身近なほどわかりやすく、自らも実施したいという意欲にもつながります。その代表例ともいえる住宅用太陽光発電は、地球温暖化防止策として利点が多く、特に、住宅系については、電力需要の低減のほか、利用者の環境配慮意識の高揚等副次的効果も大きいことから利用拡大が望まれます。しかし、その普及は初期コストが高いことから進んでいない状況です。そこで、設置者の投資回収を早めるために、個人が設置した太陽光発電で余った電力分をクレジット化する仕組みを早期に構築すべきと考えます。また、それだけでなく、設置時点の負担の軽減を図ることが普及の弾みになると考えられます。足立区では、国の設置助成制度が終了した後も、住宅系太陽光発電助成を独自に行っていました。助成額が低いことから設置実績は低迷しています。よって、国としても、住宅系太陽光発電の普及に向けた設置助成を実施推進される必要があると考えます。</p>	8
	<p>カーボン・オフセットに用いられるクレジットが満たすべき基準の策定にあたっては、厳格性のみを追求するのではなく、既に国内で流通しているVERもカーボン・オフセットに用いることができるよう考慮すべき。 (P12 カーボン・オフセットに用いられるクレジットの種類)</p>	10

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
	<p>[意見3] <対象箇所> P12'3. 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (4)カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量(クレジット) (カーボン・オフセットに用いられるクレジットの種類)」 <意見内容> 「上記の一定の基準を満たすクレジットとしては、気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される京都メカニズムクレジット、環境省が2005年から実施している自主参加型国内排出量取引制度(以下「JVETS」という)で用いられる排出枠があげられるが、これ以外にも上記の一定の基準を満たすVER(Verified Emission Reduction)等のクレジットがあればこれを用いることができる。」とあるが、国の指針がいわゆるVERなども対象とすることには慎重であるべき。 <理由等> 京都議定書の遵守のために使えるクレジットは京都メカニズムのもののみでありいわゆるVERは使えない。 VERは民間の基準によって認証されるものであり、さまざまなものがあって、クレジットの質と制度の信頼性について多くの疑問と批判があることから、その価格は京都メカニズムのクレジット価格よりも相当に安価なレベルで取引されている。 VERの利用については、オフセットの質を低下させたり、国民に誤ったカーボンプライスシグナルを与えたりするなど、京都議定書遵守に向けて効果がないばかりか逆効果になる可能性すらある。 現在、VERの普及を狙う民間を中心として、基準の統合を図り、国際的な制度として管理しようとする動きが現れてきている。従って、VERについては民間主導の国際的な動きを先ずは見守ることとし、国としてはVERの導入に慎重に対応すべきと考える。 国が果たすべき役割は、国民がオフセットを利用することによって国の目標達成に資するような国内制度を作ること、および現行の京都メカニズムが抱える問題点を改善することを通じて、オフセットに利用することができるクレジットの量と種類を拡充するような国際制度の改革を図ること、などと思料する。 具体的には、京都メカニズムのクレジットを一般国民が利用(入手、口座管理、売却、移転、償却など)しやすくすること、CDMの運用改善(VER普及の背景には現在のCDM運用が合理的でないことがある)と2012年以降の継続性の担保、現在京都メカニズムとして認定されていないICCSや森林破壊の抑制などの早期認定などである。</p>	12
	<p>排出量の算定、クレジット、透明性: 厳しい認定や量管理を義務付けると、クレジットそのものの価格が高価なものとなります。また、市民、ましてや子供や高齢者には理解できません。質や透明性の確保については、公共(国)が担保して市民が安心して利用できるようにすることを望みます。お年玉などで、お金(日本円)を使うのにその安定性や手形サイトなどを考えて使う子供は居ません。担保できるものだけを流通させれば、良いと思います。あまりに金融商品としての性格を前面に出すのは、専門家を横行させ広く市民に根付かせるには危険だと思います。 プロバイダーやNPO: 公明正大、かつ良心的な健全な各種セクターが育つように、あえて民意主体の原則を捨て、国の指導力に期待します。カーボン量が各種の活動を制限、推進するお金に匹敵する公共性の高い原動力となるからです。</p>	22

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
	<p>第2段落の後ろになお、オフセットのうち、「商品使用・サービス利用オフセット」や「会議イベント開催オフセット」の中で、カーボン・オフセットの取組を広く社会に普及させる目的で行われる場合は、必ずしも第三者機関による認証を求めないケースも認める等柔軟な対応も考慮する必要がある。」を追加する。 【理由】 活動を始める段階で、市民団体、企業、自治体、公的機関がカーボン・オフセットを社会に普及させるために行う活動の中には、第三者機関の整備が遅れることも考えられることから当初は柔軟な対応が必要であるとする。</p>	17
	<p>【クレジットの性質 - 特に森林クレジットに関連して(P.12)】 オフセットにおいて、京都クレジットだけでなく、一定基準を満たすVERも含めるとしたことは、大いに評価されるべきである。特に、森林保護(森林破壊の防止)のように、生物多様性や貧困対策への貢献が認められていながらCDMに含まれていない事業分野を対象に含めていくことは、オフセット事業の裾野を広げるだけでなく、日本政府が世界銀行の森林カーボン・パートナーシップ基金(FCPF)への参加を正式表明したことでもあり、今後の国際交渉の中で日本のポジションをサポートしていく重要な要素となる、と考えるべきである。植林・森林保護については、持続性の確保が重要な課題となるが、現状のCDMでは、この部分が過大な(場合によっては理不尽な)制約となって推進を阻んでいる。植林・再植林CDMでの経験を基に、我が国のオフセットでは、森林保護・植林がそのマルチ・ベネフィットな機能を十分評価され、ファイナンスされるようなしくみを整えるべきである。海外では、複数の企業、国際機関、NGOなどの協働により開発された"Climate, Community and Biodiversity Standard(CCB基準 http://www!.climate-standards.org/参照のこと)"が、世界銀行バイオ炭素基金や中国国家林業局、民間オフセットプロバイダーにより採用されており、持続性を確保しつつ、マルチベネフィットを創出する植林・森林保護事業の方法論が既に提示・実践されている。途上国における植林・森林保護事業によるオフセットについては、CCB基準やVoluntary Credit Standards (VCS)を採用することを検討すべきである(日本独自の基準を開発するよりも、国際的にも認められているこれらの標準を採用することの方が、国際的にもより意義深いと考える)。</p>	25
	<p>対象となるクレジットは、京都メカニズムのクレジット(以下「京都クレジット」)、環境省自主参加型排出量取引制度のJPA(Japan Allowance)、その他の各種VER、大別して3種類と理解しているが、各種クレジット毎に状況や性質が全く異なると考えられる。しかし乍ら、原案では、クレジット毎にどのように信頼性確保等を考えるべきか不明瞭であり、明確に区別して頂きたい。</p>	11
	<p>13頁(5)オフセットの手続き 環境省がカーボン・オフセットを京都議定書目標達成の一手段としてとらえていることはよく分かったが、民間の善意の活動にまで網をかけてわが実績としてカウントする姿勢には疑問を感じる。これではまるで「オフセット」税を課税して政府が自らに課した国際公約を国民に無理やり押し付けているのではないか。</p>	4
	<p>カーボンオフセットに関する理論的整理 まず、カーボンオフセットの「定義」を考えてみよう。「指針案」には、「...他の場所で実現した温室効果ガス排出削減・吸収量(クレジット)を購入することまたは...プロジェクト、活動等を実施すること等により、その排出量の全部または一部を埋めあわせることをいう」とある。要は、プラス側の排出量をマイナス側のクレジットで相殺する(差し引きゼロにする)ということである。この「プラス側の排出量をマイナス側のクレジットで相殺する(差し引きゼロにする)」という定義は、カーボンオフセットの定義として世界的に認められているものであろう。英国DEFRAにおいても以下のように説明している: What is carbon offsetting? Our everyday actions consume energy and produce carbon dioxide emissions, for example driving a car, heating a home or flying. Offsetting is a way of compensating for the emissions produced with an equivalent carbon dioxide saving. 問題が生じるとすれば、「本当に相殺することになっているであろうか?」という点となる。実際、指針案においては、たとえばプロジェクトの削減量の担保に関して、どのようにすれば「プロジェクト単位で」削減量の量的な信頼性を確保できるか?などの議論がなされている。一方で、このコメントで指摘する「マクロ的な」大きな抜け穴に関しては、目をつぶっている。ここでは、その前段階として(より基本的な点として)、クレジットを「購入する」だけで削減したことになるのであろうか?という点を考えてみよう。もちろん、保有しているだけでは、削減したことにはならない。クレジット(排出権)は、それを保有しているものが、その分の排出を「追加的に」行うことができることを表している。言い換えると、排出量の相殺に用いる場合、クレジットは「もはや使えないようにしなければならない」。他の主体に譲渡や売却した場合、それはその主体が、その分の排出量を「増やしていい」ことを表す。したがって、カーボンオフセットのためには、相手が誰であれ、譲渡や売却してはならない。譲渡や売却してしまったら、もはやカーボンオフセットを行ったとは言えないはずである。</p>	16

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
<p>3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (5) オフセットの手続</p>	<p>カーボンオフセットになりえない行為 それでは、日本政府に譲渡した場合はどうであろうか？それが日本の京都議定書目標達成に用いられるということは、すなわち、日本はそのクレジット分だけ地球に対して「追加的に排出できる」ことを表している。したがって、それは上記のカーボンオフセットの「定義と矛盾」することとなる！ 別の方向から説明すると、日本政府は、その分のクレジットを譲渡されてもされなくても、目標達成義務がある。これは、当該クレジットの譲渡によって、その分の排出を増やせることを表し、オフセットしたことにはならない。オフセットするということは、そのクレジットを失効させる必要がある。手続的には、CERなどの京都クレジットを使う場合、日本政府のcancellation accountに移転することを意味する。Retirement accountに移転するのであれば、それは日本の目標達成に用いられる(=その分 排出量が増える)ことを表すため、オフセットしたことにはならない。もうひとつ、国内削減活動(正確には日本の National GHG Inventory でカバーされている排出・吸収源に関する活動)はどうであろうか？これも、その行為によってマクロ的に日本の排出量が減るであろうか？目標達成は「楽になる」であろうが、それが、グローバルな削減には結びつかないことは明らかであろう。言い換えると、誰かの削減分を肩代わりしたにすぎないと言うこともできる。これは、日本が京都議定書の数値目標を負っていて、それを遵守しなければならないために起きる現象である。これは、JVETSのような自主排出権取引制度の排出権を使う場合もまったく同様である。その意味で、指針案は明らかに間違っている。唯一、国内削減活動で、オフセットに使うことができるのは、AAUもしくはERUを失効(=Cancellation account に入れる)させるときだけであるはずである。EU ETSでは、EU AllowanceがAAUで裏書きがなされ、EU Allowanceを失効させればその分AAUが減ることが保証されているため、カーボンオフセットに用いることが理論的に可能となる。CDMの世界や英国DEFRAでは、目標値の設定されている先進国内の削減活動をオフセットの原資の「削減量」とすることを、「ダブルカウンティング」と称して「誤り」としている。これは理論的に正しい。ビジネス上の波及効果として、もし誰かが、「差し引きゼロにする」と称してお金をもらってサービスを提供し、実際はそれを行わなかったなら、それは下手をすれば訴訟ざたになってもおかしくないであろう。日本では、オフセットプロジェクトによって「日本の目標達成にも 資する」という表現がなされているケースが生じている。指針案にも</p> <p>英国政府DEFRAの見解 カーボンオフセット先進国である英国 DEFRA は、FAQ において、以下のように説明している： (http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/uk/carbonoffset/faqs.htm) 6. Why can't I support projects in the UK? The only internationally agreed framework governing emission reduction projects in developed countries is Joint Implementation (JI). JI is one of the flexibility mechanisms provided for under the Kyoto Protocol, which are designed to help developed countries meet their emission reduction targets. At the present time, the Government has not set up a framework to allow JI projects in the UK. The main reason for this is the potential for double counting of emission reductions: the majority of possible JI projects would take place within sectors already captured under the EU Emission Trading Scheme, creating the problem of emission reductions generated under that scheme being sold on again as offsets under the banner of a JI project. For example, if a community in the UK were retrofitted with renewable energy sources and energy efficiency measures, the local supplying power station would experience a drop in demand. Credits from the community project would be sold as ERUs (JI credits) while the power station would have a resulting excess of EUAs to sell off as well, thereby creating a double counting scenario which would result in the offset being recorded twice. Similarly, UK forestry is included in the calculation of our annual national emissions footprint, counting as a balance against direct sources of emissions. Therefore, any existing trees cannot be sold</p>	16
	<p>4. P13(5) オフセットの手続き 質問:「京都メカニズムクレジットをオフセットに用いる場合、国別登録簿上で償却する場合、日本の-6%削減目標に寄与する」とのことですが、現在、吸収源CDMプロジェクト由来のクレジットの国内における取り扱いが明確になっておらず、国のクレジット買取り上の方針からも除外されています。一方、既に吸収源CDMプロジェクトに投資している日本企業が複数存在しており、今後消費者を対象に商品販売やイベントなどと連動し、カーボン・オフセットを展開するケースが充分考えられます。本件に関しては、仮にカーボン・オフセットに吸収源CDM由来のクレジットを活用することを望む場合、国の登録簿とはどのような連動が可能となるのか、より具体的に明確な指針を望みます。また、その指針の発表に際しては、既に吸収源CDMプロジェクトに投資を実施している日本企業や、開発に携わるNGOの意向を尊重し、ともに日本の削減目標達成を促進するような方法が協議されるべく、指針の16ページで提案されている「プラットフォーム」などを活用した公平な協議の場において協議されることを望みます。</p>	16
	<p>コメント1 該当箇所:13ページ、(5) オフセットの手続、(オフセットの手法) カーボン・オフセットの取組を行うためには、市民、企業等の社会を構成する者が、生活や事業活動等から生じる排出量の全部又は一部を、他者が実現した排出削減・吸収活動から生じるクレジットにより埋め合わせる必要がある。クレジットの埋め合わせに当たっては、カーボン・オフセットに用いたクレジットが転売されたり他の活動のオフセットに用いられるなど、当該オフセット以外の用途に用いられることがないよう、管理されたシステム上で無効化する必要がある。この際、京都メカニズムクレジットをオフセットに用いることとし、国別登録簿上で償却した場合、日本の京都議定書第3条に基づく約束(日本の場合、基準年総排出量比-6%)の達成に寄与することとなる。オフセットの手法として、「京都メカニズムクレジットをオフセットに用いることとし、国別登録簿上で償却した場合、…」とあるが、これはその上のパラグラフに書かれている「…、当該オフセット以外の用途に用いられることがないよう、管理されたシステム上で無効化する必要がある。」という部分と矛盾している。クレジットを日本の京都議定書第3条に基づく約束の達成のために用いる、ということは、そのクレジットを「当該オフセット以外の用途に用いる」ことに他ならないからである。カーボンオフセット本来の意義に照らして考えれば、クレジットを京都議定書の国別登録簿上で「償却(retire)」して日本の約束達成に寄与させることは、カーボンオフセットと見なしてはいけないはずである。(日本の約束達成に寄与する取り組みも、日本国民としては有意義な活動だが、その場合は、カーボンオフセットとは厳密に区別すべきである。)</p>	21
		24

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
	<p>6. オフセットのタイミングとの関係(3.(5)) 本指針では、クレジットの流通状況を勘案して、オフセットまでの期間を遅くとも半年から一年以内としているが、基本的には、保有クレジットの範囲でオフセットされるべきである。また、オフセット取引は、収益と費用の認識を通じて個々の組織の財務数値に反映されるものであり、安易に例外的な取扱いが適用されないよう、十分な措置を講ずることが望まれる。</p>	9
	<p>【オフセットの手法(P.13)】 ここで、書かかれているのは、オフセット目的に取得されたクレジットが、当該オフセット以外の目的のために転売されてはならない、ということだが、一般国民や企業には分かりにくい。分かりやすく表現すべきである。また、ここでは、「オフセット」や「埋め合わせ」という言葉が両方使われているが、分かりにくさを助長している。冒頭で定義しているのであるから、「オフセット」に統一すべきである。</p>	25
	<p>現状においてクレジットが組み込まれた商品・サービスを積極的に利用する者は、環境配慮に意識が高い一部の層が中心であると考えられ、さらに利用者の裾野を広げて行くためには、商品・サービスを開発・提供する側の事業者が「カーボン・オフセット」という考え方をより理解し、利用しやすくするインフラが必要だと考える。そういった意味で、このような指針の策定は重要であり、本指針の策定にあたっては、取り組みが活性化する方向でとりまとめていただきたい。特に、クレジットの第三者認定、レジストリへの登録、商品・サービスの認定等事務手続きが煩雑で、カーボン・オフセットをおこなおうとする事業者の意欲を減退させないよう事務手続きの簡素化、低コスト化をお願いしたい。</p>	11
<p>3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (6)カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保</p>	<p>解釈と解決方法 課題をもう一度整理してみよう。「日本の目標達成に用いる」というサービス自体は、とくにおかしなものではない。ただ、それはカーボンオフセットの定義と矛盾するという点である。この矛盾点をどう解決するか?という点で、2つの方法がある: ・オフセットの概念を(日本でのみ通用するような方向性に)拡張する = 定義を変更する。 ・国際的に通用している定義に合わない活動は、カーボンオフセットとは別の概念で整理する。 最初の解決方法は、世界で認められているカーボンオフセットの定義とは異なる 日本独自の定義を導入することを意味する。洞爺湖サミットをカーボンオフセットと称して、調達したクレジットを日本の目標達成に用いることを、胸を張ってカーボンオフセットとしてPRできる度胸があるなら、それも可であろう。わたしの感覚では、そんな恥ずかしいことはできないと思うのであるが... 2番目の解決方法は、その意味では望ましく考えられる。すでにカーボンオフセットという名称で日本の目標達成に用いることを表現しているビジネスケースがあるが、現時点であれば、軌道修正がきくであろう(そもそもそこに疑念をはさまずに始めてしまった方に大きな責任がある)。別の名前を付けたサービスであれば誤解はなくなる。 いずれにせよ、 (1) 地球からの排出量削減がなされる(が日本の目標達成には使えない)[本来のカーボンオフセット] (2) 日本の目標達成に寄与できるが、地球から排出量を削減したことにはならない の2つのサービスは、明らかに異なったサービスであるため、指針においては「明確に区別・説明」すべきである。カーボンオフセットの根幹に関わる点であるため、理解しにくいから、という理由で、区別せずに扱っていい問題ではない。</p>	16
	<p>「オフセットの対象活動の範囲...のうち必要な情報を公開することが求められる」とあるが、信頼性に違いのある排出権種類毎に最低限必要な情報を明示すべきである。特に利用が多いと考えられる京都クレジットを活用する場合の最低限必要な情報が何か明示頂きたい。 京都クレジットの場合、以下の情報で十分ではないかと考える。 ・使用している排出権種類(京都クレジットorJPAorVERのいずれであるか、初めに示す) ・対象(建物なのか、設備なのか、行動なのか。*簡潔にバウンダリーも併記する。) ・対象からの温室効果ガス排出量 ・(全量オフセットでない場合は)オフセット量</p>	11
	<p>既に、京都クレジットを活用した事業者による自己活動のオフセット行為(京都クレジットの自社使用)・商品・サービスが多く開始されており、既存の法令以上に追加的な規範を設定することやコスト負担を求めることは、事業者の主体的な取り組みの維持を阻害する懸念があり、特に京都クレジットについては、他のクレジットに比べ信頼度が高いため、原案3.(3)-(7)については特別な配慮をお願いしたい。3.(6)「カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保」については、少なくとも、透明性確保に必要な情報開示のうち最低限必要な情報を明確化して頂きたい。</p>	11

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
	<p>1 前提 企業あるいは個人からオフセット導入するに当たり、その資金及び資産はすべて、CO2削減に当てるとのこと。また、将来計画及び実施結果及びP/Lは国民すべて公開すること、国民の納得に値するオフセット価格を提示すること、費用対効果を明示すること 疑問 地球環境をお金に返還することで地球の未来は救えるのだろうか？？？、先進国が削減に努めても、発展、開発途上国は？？？？、ブラジル森林破壊、北極・南極の氷河破壊、有明海環境などなど</p>	1
	<p>[全体を通して] 気候変動問題への国際的な関心の高まりを受け、わが国においても、カーボン・オフセット(以下、オフセット)への関心やビジネスなどが急速に高まり、広まりつつある中で、オフセット・サービスの提供者や、オフセット実施者(主に企業)の中には、オフセットに関する正確な理解なしに、単に「物理的にCO2を排出削減・吸収」すればよい、考えていると見受けられる例も少なくない。また、オフセット・サービスだけを先行させ(すなわち資金調達だけを行い)、実質的にオフセットをどのように実行していくのかをサービス受給者に明示していないケースなども見受けられ、「オフセット」の言葉だけがビジネスとして先行している状況が生まれつつあることに、気候変動問題に関わる者として、大変な危機感を募らせている。特に、郵政公社による「カーボンオフセット年賀はがき」など、広く一般に影響力を持つ企業・サービスが、サービス受給者(この場合、一般消費者)に対して、透明性を持ったスキームの提供と十分な説明を行わないままにビジネスとして推進していることには、大きな懸念を抱かざるを得ない。 このような状況の中で、政府が、オフセットについて一定の指針を出していこうという方針は、大変重要であり、かつ早急に検討・実施されるべきものであり、高く評価されるべきである。 その上で、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)(パブリックコメント案)(以下、「指針」)」において、不十分と思われる部分等につき、以下にコメントを付与する。</p>	25
	<p>14頁(7) カーボン・オフセットに関する第三者認定とラベリング 今まで、個人やNPOが自発的に、善意で行っていた「オフセット」活動が第三者機関の認定費用を余分に払わなければ「オフセット」と呼べなくなるのはいかがか。その費用はむしろオフセット量や機会の拡大にこそ使うべきなのではないか。</p>	4
	<p>2. 認定・認証の定義(3.(1)図ほか) 用語集が未提示のため、想定されている定義は不明であるが、保証対象がオフセットの取組みについては認定、オフセットに使用するクレジットについては認証、の用語が使用されていることから、混乱が懸念される。ISOでは、認定と認証の用語が混在していたが、各種規格の発行増加に伴い、認定は、第三者認証機関を認める行為として整理された経緯があるようである。民間レベルでは、ISOが広く普及しており、また、スキームとして認証機関を認定する機関も想定されているのであれば、一般の認知状況も勘案し、混乱のない用語を使用することが望まれる。</p>	9

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
<p>3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (7)カーボン・オフセットに関する第三者認定とラベリング</p>	<p>3. 第三者機関による認証・認定の必要性(3.(1)図ほか) p.12(カーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質)、p.14(カーボン・オフセットに関する第三者認定)の項には、カーボン・オフセットの取組みに対する信頼性を確保するための手段の一つとして、第三者機関による認証・認定制度が挙げられている。クレジットは、物理的に存在しないものであり、また、一定の約束事に従って算定されるものであることから、恣意的な操作が行われやすく、事後的に不都合が生じて発覚することなども考え難い性質のものである。本指針にあるように、第三者機関による認証・認定の仕組みを設けることは、悪質な事業者を牽制する上でも効果が期待される。</p> <p>4. 認定・認証の対象の明確化と利用者に対する情報開示 認証・認定の対象、特に、「認定」の対象がオフセットの取組みと推測されるが、具体的に何を指すのか明らかではない。例えば、オフセット対象となった製品又はサービスのCO2負荷量、オフセットのためのクレジット量、その適格性、あるいはそのシステム等も対象として考えられる。また、オフセットに関して利用者に提供される情報の内容も考慮する必要がある。制度の透明性を高めるために、どの段階で、どのような情報を利用者に提供(開示)していくべきかも、検討する必要がある。認定は「認定対象」がカーボン・オフセットの定義に合致しているかどうかで判断されるが、認定対象を明確にしないと認定という行為ができない。事業者から開示された情報に対して、適切か否かを認定するのがよいのではないかと。</p> <p>5. 判断規準、実施基準の必要性 認証・認定は信頼性を付与する保証行為であり、認証・認定の対象について事業者から開示された情報に対して適否の判断規準及び認証・認定機関が手続を実施する際の基準、実施主体である第三者審査機関の選定の要件について、しかるべき設定主体によって透明性のある手続を経て設定され、広く周知されることが望まれる。</p> <p>7. 特定者間完結型のカーボン・オフセットに係る第三者による確認(3.(7)) 本指針に示されているように、特定者間完結型カーボン・オフセットについても、信頼性を確保することは重要である。本指針では、特定者間完結型カーボン・オフセットの関係者を助案して、信頼性付与の手段として、「地域の有識者等第三者が確認する」ことが想定されている。信頼性を確保する方法は、費用対効果に応じて、様々な水準のものがあるべきではあるが、それらの違いが利用者により正しく認識されるように、公的機関によって十分な措置が講じられることが望まれる。</p>	<p>9</p> <p>9</p> <p>9</p> <p>9</p>
	<p>意見内容: 2. カーボン・オフセットの取組を広めていく上で有用な御意見やカーボン・オフセットの取組に関する具体的なアイデア(市民、NPO等が地域で行う身近な取組など) 現在、カーボンオフセットの多くは、既に削減された温室効果ガス排出を対象としている。しかし、一般市民がカーボンオフセットに対価を支払いたいと思うためには、その参加によって「追加的に」温室効果ガス排出が削減されることが重視される場合が多いことから、今後の新たな再生可能エネルギー設備の設置を約束するmamenergy project(マメナジー・プロジェクト、http://www.mamenergy.jp/)を、2006年7月にスタートした。2007年7月7日に、延べ1000人から集まった資金(寄付金)によって、最初の1000W(1kW)の太陽光発電設備が設置された。現在、2kW目の設置も目前である。 mamenergy project では、Tシャツやカレンダー等、消耗品に再生可能エネルギー代(マメナジー代)を載せて販売している。1000円のマメナジー代によって、1Wの太陽光発電設置を約束している(25年間12%の利用率と想定すると、1kWhあたり約38円、二酸化炭素1トンあたり約6万9千円)。なお、この1000円には、発電設備のリアルタイム発電中継を、パナーとしてブログパーツとして利用できるサービスも含まれている。 なお、mamenergy projectのような枠組みについては、ベルマークのように、広く薄く参加を促す枠組みが望ましいと考えている。再生可能エネルギーの普及を促進するマークが添付された商品を選んで消費者が購入し、企業は広告費の一環として再生可能エネルギーの設置を行うことができれば、市民が無理なく参加できるカーボンオフセットの枠組みとして普及が期待できる。</p>	<p>13</p>
<p>4. 我が国におけるカーボン・オフセットの取組に対する支援のあり方について</p>	<p>16頁4. 我が国におけるカーボン・オフセットの取組に対する支援のあり方について 自発的に輪を広げてきたカーボン・オフセットの活動に政府の規制をかけて活動を停滞化させた上で、民間へのインセンティブが表彰だけというのは誠に寒い限りである。</p>	<p>4</p>

該当箇所	意見の概要(原文)	原票No.
	<p>「提示等に加え、」に続いて、「政府、地方公共団体、公的機関は、」を追加する。 【理由】 カーボン・オフセット活動は、市民、企業等の社会を構成する主体が進めるものであることは明らかであるが、社会制度として成熟するまでは、国においては政府や公的機関、地域においては、地方公共団体や(地域の)公的機関が、本指針に示された必要な支援を行う必要があると考える。従って、ここは主語を加えるべきであると考え。</p>	17
	<p>後段に「地方公共団体や公的機関による自らの事業や関係するイベント等におけるオフセットの先導的な実施に努める必要がある。」を追加する。 【理由】 市民、企業により近い位置にいる地方公共団体や公的機関は、カーボン・オフセットの普及を図る主要な役割を演じることが重要であることから、自ら率先垂範する必要があると考える。</p>	17
	<p>「主体的な取組を促進する」に続いて、「ため、市民、企業の活動の支援や政府、地方公共団体、公的機関が施策を創出する」を追加する。 【理由】 カーボン・ニュートラルを実現するためには、社会を構成するあらゆる者が主体的に取り組むと共に、各々が責任を持って協働することが不可欠であるため、各主体と役割を明らかにするべきであると考え。</p>	17